

# 運輸係 交渉顛末報告

## 發端の原因

會社は赤羽線、早稲田線開通準備として監督員十名を増員する必要に迫られた、従来は雇員を登用するに特別銓衡と、試験登用によつたが、中には情實によつたものと云ふ様な批難をするものもあつたから、今回は最も厳正公平を期し、一般従業者の中から登用することとし、左記受験資格を定めたのである。

- 一、滿三ヶ年以上在社し相當經驗を有すること。
- 二、高等小學校卒業程度の學力

九月に行ふことになつたので、八月廿二日従業者一般から受験者を募集しました。然るに進んで之に應じた者は眞島榮松以下四名に過ぎなかつた。そこで更に古參者中適當と認むる者十人を選んで、個人々々に受験するやうに勧めた結果、江塚長一以下四名、合計總數八名の受験者を得たのである。

然し其の試験の成績は甚だ不首尾に終つた。中には不真面目極まる符號様の答案を出したものとあつて豫期の成績を得なかつたのである。そこで會社は採點の標準を一段と下げて前記受験者八名の内幾分良好と認むる眞島榮松、江塚長一、阪井義男の三名を合格者として、改めて人物試験を行ふため、夫々本人の出頭を促したが、眞島は自分の成績を懸念してか出頭せず、阪井は自治會支部幹部である關係上監督になるのはいやだたい自分が試験を受けたのは力量を試めし見たまでであるといふ不真面目なる文章の下に採用に應じない、そこで結局江塚長一一人だけが今度の試験に合格して監督資格を獲得したわけである。

## 監督採用事情

會社は社内従業者の中から監督の登用をするためには以上の様な考慮を拂ひ、又充分の骨を折つて見たのであるが結局僅か一名しか

資格者を得なかつたので残餘の九名は何とかして補充せねばならぬ立場になつた。そこで止むなく外部から適任者を探ることとし、當分の間これを試験にして置いて、追て本人達の行蹟をよく見届けた上、本監督に任命する段取りになつたのである。

そして九月廿一日に一名廿二日三名廿三日二名、廿七日に一名、十月七、八日各一名合計九名を試用として採用した。此の事柄を何と感嘆ひしたのか従業者中不良の一味が殆んど理窟にもならない理窟をこぼつて、會社が任命した此の試験監督に反對すると云ふ様な態度を示してゐたが、遂には從業者大會と稱する私的會合を開いて「監督排斥」を決議したと云ふことである。

## 不穩の揭示と惡宣傳

超えて十一月廿一日赤羽線開通切迫のため曩に試験したものを、内荒木末松外四名を本監督に任命した。

然るに、十一月廿七日早朝、阪井義男が各出張所内に「親切デー」と稱して突然何の手續をも踏まずに左記の様な揭示を出した。

本月廿七日より向一ヶ月間巨り親切デーヲ決行ス。

我等ハ會社ノ乘客ニ對スル優遇觀念ニシキニ鑑ミ其ノ反省ヲ促ス意味ニ於テ、他方我等ハ職務上ニ於ケル滿全ヲ期シココニ奮起スルモノナリ。安全第一外に今一枚のピラを吊り下げたそれは、輸入りもので不穩にも『野犬を撲滅しろ』と書いてあるこの揭示と共に他面「老朽新監督採用反對」及「乘客本位のモットーを無視し矛盾したる王子電車會社の陰謀暴露」と題する宣傳ビラを亂發したり、出張所内に投げ込んだりしたのである。

## 亂暴行為と要求

そればかりか、事もあらうに従業者の制服を着けたまはして、各出張場に立つて一般乘客公衆に自分

自身の恥辱しとも心得ずピラを配布して居たのである。

依つて會社は廿八日朝揭示を不穩當のものと認め撤廢を命じた。然るに、同日午後一時半三瓶、天野、阪井の三人が本社運輸課に押しかけて来て、課長及居合せた、小原船方出張所主任に對し揭示撤廢の不當を詰り、遂には亂暴な言を吐き三瓶はストリア用の十能を取つて小原主任を毆打し様としたが、阪井、天野の兩名に抱き止められ、幸ひに事なきを得た。彼等は其の足で今泉支配人に面會し揭示の目的を示し、即答を迫り又何故に撤廢を命じたるやなどと、頗る無謀の質問と共に口頭を以て大要左記の事項を持ち出したのである。

- 一、監督試験資格制度の撤廢。
- 二、老朽新監督採用絶對反對。
- 三、單車撤廢新臺キギー車即時使用。
- 四、人件費節約に伴ふ矛盾反對。
- 五、減車政策絶對反對。

これに對し支配人は即答を避け、廿九日午後三時に回答する旨を傳へたが、都合上三十日に延期した。

然るに二十九日早朝又々不穩の文書を亂發し、中には「我等にはストライキの力がある」と云つた様な過激な宣傳ビラを盛んに配布した者があつた。

## 解職及出動停止の申渡

然して會社が回答を約した三十日には三瓶等は一向に出頭する様がない、依つて巴むなく十二月一日午前十時に出頭する様に、再度通達したが、これにも應じない。そればかりか相變らず不穩文書を撒布するに會社は斯かる不良の人物が從業者中に潜在して居るとは全從業者の面汚しであり又善良なる從業者を誤り其の前途に大害を及ぼすばかりか、社會に對しても申譯ないとかへ慎重に考慮した上、主謀者である左記十名を會社に呼び出して断然解職を申し渡した。

- 三瓶 四郎、阪井 義男、山崎 吉次、山内 周五郎、田中 仁三郎、黒田 秋頭、鈴木 富藏、武田 恒治

古井 清吉、天野 康之、之れと殆んど同時に不穩文書を撒布したる者にも出動停止を命じた。

## 從業者代表との嘆願

然るに十二月三日、從岡田和平、田中義信、小出多吉郎、古口定吉、今回職首を申渡された名を即時復職させて貰ひ出でそれと同時に左記出したのである。

嘆願書(原文の漢字)一、職首者即時復職ノ件。今回職首申渡され代表十名に對する理難きに就き即時復られたし。

右の外五つの要求的たものを、自治會王子で差出した。しかし、自治會支部の如きものない。斯かる嘆願書を送返すの仕様もないから、部は從業者一同と訂正しにこれに應じ「從業者一正した。

依つて會社では一應結果「復職ノ件」は前次第であるから絶對に不目と對しては拾二月六日回答を約し一同は退社した。

## 不誠意極まる言

然し一面には矢張り引社の惡口難言を云つたり言語同斷な宣傳ビラを朝頻々亂發し、他面示威た様なものをやつて盛んに業員を煽動する様な眞似をしたのである。

會社は斯様な常軌を逸する行為者に對しては嚴として照し將來を戒めるため断固針が決定してゐるのである。前記の嘆願書の趣意と云願書提出期間中に於ける